売買取引の条件について

令和5年10月1日改定

大果大阪青果㈱北部支社では、卸売市場法や大阪府中央卸売市場業務規程に基づき、以下のとおり、売買取引の条件を定めています。

- 1 営業日及び営業時間について
 - (1) 営業日

「臨時休開場日カレンダー」のとおり

(2) 営業時間

営業部門 午前5時~午後2時30分

管理部門 午前8時30分~午後4時30分

※取引等に関するお問い合わせ先

野菜部 072-636-2631 果実部 072-636-2600 管理部 072-636-2605

(3) 荷受不可時間

野菜部・果実部 午前7時~午前10時 ※市場休業日は、終日荷受対応

- 2 取扱品目について
 - ・野菜、果実及びこれらの加工品・冷凍食品(鳥肉以外の肉類に係るものを除く。)
- 3 生鮮食品等の引渡しの方法について
 - ・出荷者に関しては受託契約約款もしくは当事者間協議の上決定
 - ・販売先に関しては市場内卸売場もしくは当事者間協議の上決定
- 4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額について
 - ・受託契約約款に準ずる
- 5 生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等の支払期日及び支払方法について
 - (1) 支払期日 各取引先との協議の上決定
 - (2) 支払方法 現金、小切手、手形、送金その他各取引先との協議の上決定した方法
- 6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買仕切金等以外の金 銭について
 - ・各取引先との協議の上決定